

令和4年6月14日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員13名)

2番	中 谷 松 助
3番	福 田 晃 悦
4番	稲 岡 健太郎
5番	南 正 紀
6番	寺 井 強
7番	堂 下 健 一
8番	南 政 夫
9番	越 後 敏 明
10番	田 中 正 文
11番	富 澤 軒 康
12番	櫻 井 俊 一
13番	林 一 夫
14番	久 木 拓 栄

(欠席議員1名)

1 番 表 谷 茂 浩

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	間 嶋 正 剛
参 与	新 田 辰 巳
総 務 課 長	山 下 光 雄
富 来 支 所 長	関 田 勝 行
企 画 財 政 課 長	村 井 直
デジタル情報課長	今 村 浩 一
税 務 課 長	中 田 龍 一
住 民 課 長	西 清 孝
子 育 て 支 援 課 長	平 野 雅 巳

健康福祉課長	宮下隆
環境安全課長	吉村満
商工観光課長	福田秀勝
農林水産課長	大谷清樹
まち整備課長	山内勉
富来病院事務長	藤井専
会計管理者(会計課長)	平井清
学校教育課長	荒川仁
生涯学習課長	大畑喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎茂男
議会事務局参事	向井徹
議会事務局主幹	坂上大輔

(議事日程)

日程第1 町長提出 報告第1号ないし第4号、承認第2号ないし第12号、議案第30号及び第31号並びに町政一般(質疑、質問)

日程第2 町長提出 承認第2号ないし第12号、議案第30号及び第31号並びに請願第1号(委員会付託)

(開 議)

南正紀議長 ただ今の出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として場内換気を行うため、適時休憩を入れますのでご承知おきください。

日程第1 町長提出 報告第1号ないし第4号、承認第2号ないし第12号、議案第30号及び第31号並びに町政一般(質疑、質問)

南正紀議長 次に、町長から提出のありました報告第1号ないし第4号、承認第2号な

いし第12号、議案第30号及び第31号に対する質疑、並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分以内とします。

それでは、発言を許します。

南正紀議長 3番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

3番 福田晃悦です。本日は3点質問いたします。よろしくお願いいたします。

まず最初の質問です。乳幼児子育て支援事業についてです。子どもの数が過去最少の81万人となり、出生数も上がらず、このまま進めば日本が存在しなくなるという声があがるほど少子化が止まらない中、今後自治体にはどのような具体策が求められていくのか。

「日本の少子化の加速や、経済の停滞と言われておりますが、その原因のひとつは私達のこの社会が子どもに冷たすぎるのではないかと思えてなりません。子どもを本気で応援すれば、人口減少の問題に歯止めをかけられますし、経済も良くなっていくと考えております」。

2011年から兵庫県明石市の市長を務めている泉市長は、先週6月7日の参議院内閣委員会「こども家庭庁」に関する参考人として呼ばれ、陳述の冒頭、そのように強調しました。明石市は人口が9年連続増え続け、出生率も2018年に1.70と同年全国平均の1.42よりも高く推移しているそうです。同市の目玉政策は所得制限のない5つの無料化であり、1、高校3年生までの医療無料化、2、第2子以降の保育料の無料化、3、1歳までのおむつやミルクや子育て用品を毎月配送、4、中学校の給食費無料化、5、プールや博物館など公共施設の入場無料化です。このほか、子ども園や子ども食堂、病児保育の整備、児童相談所の強化と運営改善、子ども担当部署の3倍以上の増員などにも注力し、こうした施策を続けるなかで、結果として市民の住みやすさなどが向上し、9年連続の人口増を更新し、出生率も上昇したとのこと。また泉市長は子ども施策が結果として地域の活性化につながり、税収増や借金返済など、行政の財政健全化に結びついたとして、改めてこう訴えました。

「お金がないからせこいことするんじゃないくて、お金がないときこそ子どものためにお金を使うんです。そうすると地域経済が回り始めて、お金が回り始める。お金ができたので、子どもだけじゃなくて、みんなに優しいまちがつくれたということだと理解をしております。全ての子ども達を、町のみんなで本気で応援すれば、町みんなが幸せになる。子どもの未来は私たち自身の未来であり、子どもの未来は日本社会の未来だと、本気で考えております」。

以下、本州市町の乳幼児への支援の取組をいくつか紹介いたします。

野々市市は、物価高騰対策として、出産した子育て家庭の生活不安を軽減するため、新生児用品の購入支援事業の1人当たりの支給額を1万2,000円分に増額する方針を決めました。昨年8月からコロナ禍の経済対策として、昨年4月2日以降に生まれた新生児を対象に、紙おむつやミルクなどを購入できる助成券6,000円分の「ののいち子育て応援券」の交付を始め、昨年度は約600人分を配布しました。同事業を今年度は拡充し、1万2,000円分が支給される事となり、今年4月1日から来年3月31日までに誕生の新生児が対象となります。既に6,000円分を受け取った家庭も、追加で6,000円分が配布され、暮らしやすさから人口増を続ける同市は、子育て環境の良さを一層アピールし、若者世帯の定着につなげる狙いだそうです。

かほく市は今年6月から、子育て支援の一環として、市内全8か所の公立こども園で、月額の手当料金を支払うと紙おむつが使い放題になるおむつのサブスクサービスを導入しました。保護者は子どもが園で使う分を持参しなくても済み、手ぶらで預けることができます。おむつのサブスクは公立保育園では石川県内で初の取り組みで、大阪のベンチャー企業「ベビー・ジョブ」が提供する「手ぶら登園サービス」を利用し、希望する保護者が月額2,508円の料金を支払って申し込むとこども園におむつとお尻ふきが届き使い放題になるとの仕組みだそうです。かほく市によると0歳から2歳児をこども園に預ける場合、保護者は毎日5枚程度とお尻ふきを持参し、取り違えを防ぐためおむつには子どもの名前を書く必要がありました。特に自転車に子どもを乗せて登園する保護者や双子や年子を預ける保護者は、荷物がかさんで負担が大きかったとの事です。特別な予算措置など市の持ち出しはなく、市が4月から5月の期間無料のお試し期間としておむつのサブスクを試験実施したところ、0歳児から2歳児全438人中111人から申し込み

がありました。保護者からは「記名がないので便利」「荷物が減った」などの声が聞かれ、「割高に感じる」「好みの銘柄を選べない」との意見はあったものの定額サービスに慣れた若い世代には抵抗感が少ないとみられ、おおむね好評だったそうです。

おむつのサブスク導入はこども園にとってもメリットがあり、園児ごとのおむつの保管や在庫のチェック、保護者への補充連絡などの作業がなくなるうえ、おむつ交換時に誤って他の子どものおむつを履かせてしまうというミスも減ります。保育士からは「おむつの残り枚数を気にする必要がなく、ストレスが少ない」と好意的に受け止める声も多く、市の担当者は「おむつの持参を負担に思う人もいればそうも思わない人もいます。さまざまな選択肢を設け、保護者のニーズに応えていきたい」と話しました。

金沢市は双子や三つ子といった多胎児の家庭を対象に毎月1回1,500円相当の紙おむつを届けており、経済的支援と子育ての悩みを聞く見守りを兼ねた取り組みであり、小松市も生後3か月から1歳までの乳幼児を対象に同様の配送事業を今年7月に始めます。能美市は野々市市同様紙おむつに限定せずミルクなど新生児用品の購入に使える助成券を発行し、大変好評で例年95パーセント前後の利用率があるそうです。珠洲市では社会福祉協議会が購入助成券を配布し、能登町でも社会福祉協議会が乳児1人に対して紙おむつ1箱を1回配布しております。羽咋市はおむつの使用世帯に1年分のごみ袋を提供しております。

当町においても、出産した子育て世帯の生活不安を軽減しつつ、子育て環境の良さを一層アピールし、若者世帯の定住につなげる為にも乳幼児子育て支援事業に取り組むべきと考えますが本町のお考えをお聞かせください。

南正紀議長 平野子育て支援課長。

平野雅巳子育て支援課長 はい、議長。

福田議員の乳幼児子育て支援事業についてのご質問にお答えいたします。

本町の子育て支援策については、出産祝金として第1子に5万円、第2子に10万円、第3子以降に15万円の商品券を交付するとともに、多子世帯入学祝金として第3子以降の子が小・中学校及び高等学校等の入学時にそれぞれ10万円の商品券を交付しております。

また、ひとり親家庭等入学支度金として小・中学校入学時にそれぞれ3万円を

現金で交付しております。

子ども医療費の助成においては、18歳まで窓口無料化を実施しており、さらに、ひとり親家庭等医療費助成、保育料の引き下げや減免、副食費の無償化等の措置を講じ、子育て世帯の育児に係る経済的負担の軽減を図ってきました。

また、先般、国においては、新型コロナウイルスの影響による失業や収入減が続く中、食費等の物価高騰等の影響を受け、家計の悪化した低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金として児童一人当たり一律5万円の支給を決定し、現在、町では早期の支給に向けて取り組んでいるところであります。

さらに、令和2年度から実施している新生児応援特別給付金事業は、現在、県内の他の自治体では実施しておりませんが、本町ではコロナ禍における乳幼児、子育て支援として、本年度も町独自で継続して実施し、出生時には、出産祝い金の商品券に加えて10万円を現金で支給しております。

このように本町では、出産から子育てにわたるまで、さまざまな場面に対して手厚い支援をしており、県内でもトップクラスの子育て支援を実施しております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 議長。

ご答弁では現状の施策で今後支援していくとありました。

今石川県内でも自治体でもそうですが、やはりあの、県内の施策っていうのがホームページで一覧で見れるようなサイトもありますので、今後そういったところを参考にして住む町を決められる若者っていうのもたぶん増えてこれると思いますので、他の市町の施策を参考にしながらこの子育て施策に活かしていただければと思います。よろしくお願いします。

次の質問です。地域特産品の持続支援についてです。

全国では、高齢化・周辺の都市化に伴う耕作放棄地の拡大で、産地消滅の危機に瀕している生産地は少なくありません。生産地消滅。少し刺激が強い言葉かもしれませんが、農作物の名産地がおしなべて直面している危機です。もちろん、地域によっては先手先手と対策を打ち、こうした危機を回避しながら生産地を維持・拡大しているところもあります。しかし、対応できていない地域の方が圧倒的に多くあります。

もし、農産物について、市場で一定の評価を得ている産地が十分に供給できなくなったらどうなるか。

スーパーなど小売の現場では商品の棚を空けておくわけにはいかないのです。その年は別の地域から調達してしのぐことになるであろうし、翌年はまだ小売側も期待して待っているかもしれません。しかし供給がままならないようならそれ以降は別の産地を取って代われ、産地の弱体化は一気に進みます。さらに天候不順が重なろうものなら、産地消滅の危機は途端にすぐそこにある現実となってしまいます。

産地の生産に積極的に取り組む農業団体の一つが静岡県西部にあるJAとぴあ浜松です。同JAでは、玉ねぎの名産地を守るために「とぴあふぁー夢」というJA出資型の農業生産法人を設立し、耕作放棄地や遊休農地を再生することによって玉ねぎの産地消滅の危機への一定の歯止めになりました。浜松市と湖西市の二市にまたがるJAとぴあ浜松は販売高約240億円と全国でもトップクラスの金額を誇る大規模JAで、全販売額のうち玉ねぎの販売高は12億円と同JAの中でも4番目の金額になる農作物です。毎年全国に先駆けて年明けから玉ねぎを出荷する日本一早出し玉ねぎの産地として知られています。

しかし高齢化に伴う耕作放棄地や遊休農地の増加に長年悩まされておりました。15年前の試算では何も対策も打たれず放置すればいずれ産地が消滅してしまうというデータが提示され、1989年にはとぴあ浜松管区内と静岡県西部地域で、600ヘクタール近くあったはずの玉ねぎ作付面積は2007年時点ではなんと4分の1の150ヘクタールまで減ってしまいました。

こうした状況下で2010年7月に農業生産法人「とぴあふぁー夢」が設立され、玉ねぎ産地振興のために主に三つの事業に取り組みました。一つは遊休農地や耕作放棄地を再生しながら集約して、地域で規模を拡大したい農業者や新規参入者の就農者に貸し出すこと。二つめは研修生の受け入れと育成事業、三つめが農家にとって手間のかかる農作業を代行する作業受託事業と農業機器の貸し出し事業です。現状では一つめの遊休農地や耕作放棄地の再生と集約がメインとなっているようですが、一口に再生と言っても農地に関わる関係者は多岐にわたりその調整は難しく、玉ねぎの場合、玉ねぎの生産者で構成される部会、農地の所有者、農業委員などです。こうした複数の関係者の調整を同農協が担い、煩雑な調整を

スムーズに進める役割です。

さらに同 J A が窓口となって農地の貸し借りをを行い、規模を縮小したい農家から借り入れた農地を、規模を拡大したい農家や新規就農者に貸し出します。耕作放棄地については、いったんとびあふぁ一夢に貸し出されて、同社が再生し、使える農地に仕上げ、この過程で集約できるものについては一つの農地にまとめ、再生・集約化された農地は同 J A に返され、それを希望者に貸し出す流れです。

いったん放置された耕作放棄地を再生するのは実にたいへんな作業であり、雑草が生え放題となっているのはもちろんのこと、長年の放置によって大きな木が茂ってしまっているような放棄地もあり、草刈りをした後に畑の畝の保温処理や雑草を防ぐために使うマルチというシートがぼろぼろになって出てきたり、掘り起こしたところから大量の石が出てきたりする土地も多かったそうです。

現在では玉ねぎの作付面積は次第に増えつつあり、再生と同時に集約化もかなり進み、230か所に分散していた農地も再生を進める中で110か所に集約されたといえます。

この地域の玉ねぎづくりの環境を見渡すと、作付面積の減少にはいったん歯止めがかかったにせよ農家の高齢化そのものは止まったわけではありませんが、一定以上の生産量を維持していくためには、手作業中心の伝統を守りながら意欲ある担い手を増やしていきつつ、農地の集約化と機械化を進めていくこととなります。

能登に関しても漁業を中心に燃料・資材の高騰、海の向こうのロシアや中国・北朝鮮などに対する不安の声が大きく、農業では付加価値の高い米でも取引価格の期待値を下回っております。

本町の特産品である夏の赤土スイカと冬のころ柿についても昨今生産者が激減しており、今後の持続性を危惧する声が聞かれます。後継者不足や、近年の異常気象も重なり、このまま現状の推移を見守るだけでは、地域特産品消滅の可能性さえもあると考えます。本町においても地元農業団体等と連携を図りながら、原因の究明を図りつつ持続にむけての支援を模索すべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

福田議員の地域特産品の持続支援についてのご質問にお答えをいたします。

現在、町の特産品であるスイカとこころ柿のJA部会の会員数は、令和3年度でスイカ農家が9戸、こころ柿農家が128戸で、農林業センサスのデータを基に10年前と比較すると、農家数はスイカ・こころ柿農家ともに約66パーセントとなっております。

この農家数の減少の要因といたしましては、従事者の高齢化に加え、天候により価格が安定せず、収入が不安定なことから、新規就農のなり手が少ないことが挙げられます。

こうしたことから、町ではスイカ農家に対してJA出荷場の整備をはじめ、志賀開拓パイロットでの灌漑設備の更新、新規就農者への営農開始の資金支援など、農業環境の整備を図っているところであります。

これらにより、昨年度は若手の新規就農者が1名、今年度も新規就農者が1名のほか、親元就農者1名がJAのスイカ部会員となっております。

またこころ柿農家に対しては、防霜ファンの設置や自動皮剥き器、除湿器などの農業機械や設備等の支援を実施し、経営基盤の強化を主として農業環境の整備を図っているところであります。

近年町内では高齢化で離農したこころ柿農家の柿の木を引き継ぎ、効率的な生産設備を導入し、水稻・こころ柿の複合経営による経営規模拡大や年間を通じた雇用の実現など、さまざまな工夫を行っている農業法人も出てきております。

町としてもこうした状況を踏まえ、JAをはじめ、県などの関係機関と連携して、農業者の生産意欲の向上を図るため、生産基盤の強化やブランド化による特産品をPRするとともに、規模を拡大する法人への作付推奨や新規就農者への支援・拡充によって担い手を確保し、地域特産品の持続的な振興を図っていきたいと考えております。

なお私も販売促進のため、自らトップセールスマンとなって消費地の市場に直接赴き、本町特産品の売り込みを積極的に行いたいと考えております。

以上、福田議員の質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

町内の現状、スイカの状況等伺いました。9件現状スイカ農家さんあるという

ことですが、今年私が、昨年来からスイカを分けていただいている農家さん2件おいでるんですけども、今年度に関しては半分の量は作れるけれども来年はもうするかどうかわからんとおっしゃっている農家さんがおいでました。スイカに関しては小さい農家さんのこれからの推移等もあると思いますので、年々そういった状況をまた把握しながら対策等またお願いできればと思います。

最後の質問です。アフターコロナを見据えた産業や地域の活性化についてです。

観光庁は本年5月31日、昨年から実施してきたアフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会の議論から最終とりまとめを公表しました。日本の観光の現状から課題や今後進めるべき方向性や施策、業界が抱える構造的課題の解決策についてまとめております。

検討会は2021年11月から今年5月まで計5回実施し、日本旅行業協会や全国旅行業協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会といった業界団体、金融、大学などから委員を招き、コロナ禍からの観光復活や以前から抱えてきた業界の課題解決などについて議論を進めました。

最終とりまとめにはアフターコロナを見据えた観光地・観光産業の再生に向けて、稼げる地域・稼げる産業の実現。まずはコロナ禍による観光需要の激減で観光地・観光産業の疲弊している現況、旧来型の事業モデルや過剰債務、低生産性、担い手不足といった業界の構造的課題を抽出しました。

そのうえで今後の取り組みの方向性と国の施策を示し、観光地の面的な再生・付加価値化観光地の面的再生・付加価値化には施設の改修や廃屋の撤去などへの補助事業の見直し・拡充、法整備を含めた推進策の検討、観光地経営体制の強化には人材育成の強化や観光地の収益最大化に向けた面的なDX化の推進の必要性を指摘しました。

一方、6月9日時点で負債額が1,000万円以上の新型コロナ関連の経営破たんが7件判明し、全国で累計3,464件となりました。2021年の年間件数は1,718件に達し、2020年の843件に比べて2倍以上増加しました。2022年に入っても毎月100件以上の高水準で、5月は過去3番目となる171件が判明しました。5月までの累計は前年同期の約3割増の817件に達し、6月も9日までに89件とハイペースが続きます。倒産集計の対象外となる負債額1,000万円未満の小規模倒産は累計181件判明。この結果、負債額1,000万円未満を含めた新型コロナウイルス関連破

たんは累計で3,645件に達しました。感染者数が減少傾向をみせ、全国的にも繁華街や観光地などで人出の戻りが顕著となっており、外国人観光客の受け入れ再開など入国制限の緩和も控え消費回復へ期待が膨らんでいる一方で、経済活動が活性化すれば運転資金の確保も経営課題に浮上するほか、アフターコロナへの対応に伴う資金需要が発生します。

感染状況が段階的に低下した状況下、わが国の中堅・中小企業が存続し、さらに発展を遂げるためには、この変化への対応が迫られております。先にも述べましたが国内でも経済活動を再生する動きも見られ、アフターコロナを見据えた展開が急速に活性化しており、本町においても大きな影響を受けたさまざまな産業に好機を取り込む施策を展開すべきと考えますが、本町のお考えをお示してください。

南正紀議長 福田商工観光課長。

福田商工観光課長 はい、議長。

福田議員のアフターコロナを見据えた産業や地域の活性化への取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

本町では、一昨年来のコロナ禍において、商店や飲食店、宿泊事業者などで営業時間の短縮、祭りやイベントの中止などによる影響で売上が減少したことで大きな打撃を受け、地域経済の立て直しが喫緊の課題となっていたことから、プレミアム商品券・食事券の販売を行い、令和2年度で約2億6,700万円、令和3年度で約3億2,700万円以上の経済効果がありました。

また、中小企業緊急支援金事業では、法人43件、個人事業主80件に合計1,660万円を支給し、宿泊事業者緊急支援金事業では、法人2件、個人事業主5件に、合計で約1,850万円の支援を行っており、町内事業者の活性化を促し、地域が活力を取り戻す一助になったものと思っております。

なお、本町においては、新型コロナウイルスを要因とする倒産は聞きおよんでいません。

世界的には、ワクチン接種が進んだことにより、ウィズコロナへと舵を切り、経済活動の正常化に向けて動き始めております。

議員ご質問の好機を取り込む施策については、町内事業者の売上向上や、コロナ前への状態回復を目指すため、国や県、近隣自治体の動向を踏まえつつ、関係

機関と密接に連携しながら、地域経済の回復に向けて、町民と事業者双方に効果のある支援策の検討を進めております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい。

ご答弁ありがとうございました。

これまでの施策に関しては非常に事業者の支えになったと思いますし、事業者からもそういった今のプレミアム商品券等は非常に効果があって助かったという事業者さんもたくさんおったと思います。

ただ、コロナが終わったとしても、やはり人間の心ってというのはまだ従来通りの流れで動いてもいいものかと模索している流れが多い中で、やはり一助となる施策があるかないかでまた一步踏み出していつもの日常のお金の使い方とかをしていこうかなってことに繋がるかと思しますので、ご答弁にもありましたけれども、事業者等と相談しながらまた他町の動向を見ながら、それが商品券になるのかなんになるのかちょっとわかりませんが検討していただいて、また何か施策を作っていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

南正紀議長 ここで、都合により、議事進行を副議長と交代します。

福田晃悦副議長 それでは、発言を許します。

福田晃悦副議長 5番 南正紀君。

南正紀議員 おはようございます。5番 南正紀です。

ウクライナにおきましては、ロシアの侵攻が長期化し、今も多くの人々が恐怖と戦っております。一方私達にとりましては、地理的に遠い地での出来事ではありますが、それに起因する燃料や食料の高騰に直面し、経済的距離の近さを痛感しております。一刻も早く収束することで世界的な平和に近づくことを心からお祈りいたします。それでは質問に入ります。

最初に新たな観光スポット創出と滞在型観光地への転換についてお聞きをいたします。

私は、以前から富来地域の学校が魅力にあふれる学校となることで、人々が集い富来地域の活性化につなげていくことを提案しており、前回定例会一般質問で

もその点に触れました。

本町は、豊富な観光資源に恵まれた優れた観光地であると位置づけていますが、それらは旧来からのものであり目新しいものは少ないのではないのでしょうか。しかしながら、我々が気づいていないだけで、都市部の人々にとって魅力的な観光資源がまだまだ眠っている可能性もあり、それらを発掘することや新たな資源を創出することも必用と考えます。

神奈川県綾瀬市は、人気の観光地というわけでもなく、また市内の2割近くが在日米軍と海上自衛隊の厚木基地となっており、観光に訪れる人は決して多いとは言えなかったそうであります。

ところが、実際には西に大山・丹沢連峰と富士山を望むことができ、カワセミやアユ、ホテルが見られるほど豊富な自然環境に恵まれた土地であると同時に、高い技術力やノウハウを持つ製造事業所が集積するものづくりの環境も整っており、その両者が調和をしながら存在する魅力的なまちなのであります。

加えて、市では映画やドラマの撮影を積極的に誘致し、ここ数年においては名作・話題作の撮影がこぞって行われ、作品のオファー受け入れ件数は年間数百件にもものぼるといいます。今や「イケメンが集まるまち」として映像制作者の中で知らない人はいないまちになっているそうであります。市内で撮影が行われた場所ではロケ地看板を設置しており、ロケ地巡りを楽しめるような仕掛けもおこなわれております。綾瀬市において最も作品が撮られているのは綾瀬市役所だそうであります。ドラマ「恋は続くよどこまでも」、「コウノドリ」、「鉄の骨」のロケ地では出演者である佐藤健や上白石萌音、綾野剛、神木隆之介らが訪れました。その際、俳優が座ったベンチは聖地と化し、多くの若者が市役所を訪れているそうであります。そのほかにも綾瀬市オーエンス文化会館ではディーンフジオカ主演のドラマ「シャーロック」の撮影が行われるなど、市内各地にロケ地があり、それらを周遊することで滞在時間も長くなると思われまます。

ドラマなどの映像を通じ市の魅力を発信することで観光客を呼び込み、来客者に既存の地域の魅力を体感してもらうことで実現した成功例と言えます。近隣では津幡町が根気よく大河ドラマを誘致していることは広く知られていますが、本町におきましても同様の手法に取り組んでみてはいかがでしょうか。ロケ地訪問をきっかけとして本町を訪れた観光客に地域の数々の魅力を感じていただき、

ゆっくりと滞在していただくことで、通過型観光地から滞在型観光地への転換につながると考えます。

観光と聞いて思い浮かべるイメージは、ホテルや旅館に泊まりながら有名な観光地をいくつも訪れる、といったものではないでしょうか。しかし近年、滞在型観光と呼ばれる従来の観光とは異なった観光の形が注目をされています。

滞在型観光とは、1つの場所に滞在し、その地域ならではの体験や娯楽を楽しみながら過ごす観光のことです。さまざまな観光地を短期間で訪れるタイプの周遊型観光や通過型観光とは異なり、1つの地域をより深く知ることができます。周遊型観光や通過型観光には、多くの観光地を巡ることができる点がメリットがありますが、観光をする側には移動が重なって体が休まらなかったり、観光地側には地域そのものの魅力を伝えにくかったり、などといったデメリットもあります。それらの課題をカバーする観光の形態として、滞在型観光地が注目されているのであります。

滞在型観光にはさまざまなメリットがあります。

1つ目のメリットは、地域の活性化につながるということです。滞在型観光では1か所に一定期間滞在するため、滞在先の地域経済に寄与することができます。また、そこでさまざまな体験をしたり人々と交流したりすることで、周遊型観光では気づかない地域の魅力に気づくこともできるでしょう。さまざまな体験を通してその地域を楽しむことで、その地に再び訪れようと思うことがあるかもしれません。リピーターの掘り起こしであり、移住への推進となります。

2つ目のメリットは、旅行の満足度が高いということです。時間をかけて観光地を楽しむことができるので、思う存分その地域の魅力を親しむことが可能となり、その結果、多くの観光地を訪れなくとも、満足度の高い観光をすることができますと言えます。

3つ目のメリットは、さまざまな体験ができることです。長時間滞在することで、体験プログラムへの参加や、地域の文化や自然を体感することができます。現状の志賀町は通過型の観光地ですが、宿泊を伴う滞在型の観光地へと転換することで、地元経済への支援につなげるべきであると考えます。特に、学校存続を検討している富来地域の賑わい創出は喫緊の課題であります。

ドラマなどの誘致、新たな観光スポットの創出、体験型プログラムの充実など

による滞在型観光地への転換について、町としての取り組みと民間に対する支援について町長のお考えをお聞かせください。

福田晃悦副議長 小泉町長。

小泉勝町長 副議長。

南正紀議員の新たな観光スポット創出と滞在型観光地への転換についてお答えをします。

本町には、ロイヤルホテル能登、いこいの村能登半島、シーサイドヴィラ渤海などのホテルや志賀の郷リゾートの貸別荘・ペンション、そして、旅館・民宿等の宿泊施設が充実しており、地域交流型合宿助成や誘客促進レンタカー利用者宿泊助成の事業効果もあり、多くの宿泊者の方にご利用いただき、最近では、本町も滞在型としての観光地に変わりつつあると思っております。

そして、町には、弁天島、巖門、世界一長いベンチ、ヤセの断崖等の観光資源に恵まれたスポットがあり、中でも巖門、ヤセの断崖等は、数々の映画・ドラマで放映され、観光客の誘客に貢献できていると感じております。

また、来年度には、老朽化した世界一長いベンチを改修し、観光客の皆様によりリニューアルしたベンチで、水平線に沈む真っ赤な太陽を堪能していただけることとなります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり富来地域においては、賑わいの創出が課題となっていることから、観光協会DMOでは、能登リゾートエリア増穂浦キャンプ場での野外教育事業の実施、オフロード体験のアクティビティや海辺でのイベントの開催を予定しております。

また、地域活性化起業人については、そのネットワークを活用し、修学旅行を誘致しているところであり、体験型事業を組み込むことで将来的に本町を訪れるリピーターになるよう繋げていくこととしております。

さらに、本町で行われた数多くの映画やドラマのロケ地としての情報・観光資源に恵まれたスポットをSNS等で発信をし、本町の魅力向上を図っていくこととしております。

町としても、今後、観光協会を支援していくとともに、スポーツによる交流人口拡大、活力ある地域づくりの推進を図るため、合宿誘致のさらなる促進と魅力あるスポーツコンテンツづくりを推進し、交流促進エリアに位置付けられている

道の駅とぎ海街道周辺の賑わい創出に向け、施設の整備や新たな観光ルートの創出、地域の活力を生み出す観光資源を発掘し、更なる滞在型の観光を進めていきます。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦副議長 南正紀君。

南正紀議員 副議長。

ご答弁ありがとうございます。

ウィズコロナがますます定着をすることで国内の観光事業もますます盛んになると思われまし、外国人観光客の入国を緩和の方向に向かっていますので、それぞれの地域で誘客合戦ということになるかと思ひます。その際いくら大切な資源、貴重な資源があつたとしてもその発信がうまくいかなければ宝の持ち腐れになりますので、的確な情報発信に努めていただくようお願いをいたします。

続いて小中学校における新しい生活様式についてお聞きいたします。

コロナウイルス感染症につきましては、まだまだ収束は見通せない状況であります、ワクチンの接種やウイルスに対する知識の向上などにより、多くの国民は過度に恐れることがなくなったようであります。イベントやスポーツ観戦などでは制限が大幅に緩和され、Jリーグにおきましてはマスク着用を条件に、声を出して応援できるスペースが設置されました。国民における観光等も活発となり、行動制限のない大型連休後も大きな人の流れがあつたにもかかわらず感染は大きく拡大することもなく、外国人入国者数も緩和されるなど、徐々にではあります日常を取り戻しつつあります。

感染症の専門家の一部からは、マスク着用の是非を問う声や、感染症5類への引き下げに言及する発言も見られるようになり、このウイルスと共生しながら通常の社会経済活動を行うシーンへと移ってきたのではないのでしょうか。

本町におきましても、散発的に感染者が発生するものの大幅な拡大は抑えられ、小中学校においても感染者発生による学級・学年閉鎖なども行われていない状況であります。児童生徒の学校生活における制限によるストレスは察するに余りあります。学校生活において課されている制限が長期化する中、ストレスや運動不足による心身の不調、多様な学習機会や交流機会の喪失、マスク常時着用によるコミュニケーションの阻害など、感染症が児童生徒に与える影響は看過できない

状況にあります。学校教育における貴重な活動・行動を確保するためにも、行動を制限するのではなく徐々に通常通りの生活を取り戻すべき時期に来たと考えます。

現在の制限をこれまで通りに実施すると、中学生に至っては入学から卒業までマスク着用を強いられ、同級生の素顔をほとんど見ることもなく、良い意味での多感な時期をさみしく過ごすことにもなります。

教職員と児童生徒におきましては、原則としてマスク着用とはするものの、十分な身体的距離が保てる場合、これからの季節熱中症などが懸念される場合、体育の授業や運動部活動などにおいてはマスク着用を緩和させてはいかがでしょうか。給食時におきましても、黙食を条件に対面で食事を楽しみ、級友の表情を感じることも重要な情操教育となると考えます。

そろそろ、学校生活における制限の見直し、緩和の時期に来たのではないのでしょうか。今後の学校における生活様式をどのように考えているのか教育長の見解をお聞きいたします。

また、体育祭や修学旅行、文化祭などは一生の思い出となる行事であり、工夫を凝らしながら可能な限り通常のカン開催が望まれます。子ども達は、既に長期にわたり感染防止対策を行っており、ウイルスから身を守るべきすべを習得したと考えます。教職員の日頃の教育・指導が浸透していれば、それらの行事において児童生徒は感染症から自らを守り、級友を思いやる行動がとれるはずであります。是非とも知恵を絞り前向きに検討をお願いいたします。

加えて、それらを観戦・見守ることができない保護者の落胆も解消したいところでもあります。

もちろん、今回の質問は感染症対策が緩慢でよいという事ではなく、長くこのウイルスと過ごした中で得た経験や知識をもって日常の生活を取り戻すためであります。油断大敵ではありますが、学校生活における制限の緩和、行事の実施について教育長の考えをお聞かせください。

福田晃悦副議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい。

南正紀議員の小中学校における新しい生活様式についてのご質問にお答えをいたします。

まず、今後の学校生活における制限の緩和についてですが、国からの5月24日付「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」の通達等を基に、町内の小中学校へ町教育委員会からも通知を出し、マスク着用を希望する児童生徒に配慮しつつ、夏場における熱中症対策を含め、状況に応じてマスクの着用は不要であるとしています。

現在、感染リスクが高いとされる授業中のグループ活動、理科の実験、音楽の合唱などの学習活動については、感染対策を行った上で実施をしておりますが、これらにつきましても、今後の感染状況を見ながら緩和してまいります。

次に、学校行事における制限の緩和についてですが、運動会や体育祭については、昨年度は、保護者等の参観に制限を設けて実施をいたしました。今年度は、児童数の多い志賀小学校につきましても、制限を設けざるを得ませんが、その他の学校については、可能な限り制限を設けることなく、コロナ禍前の状況での開催を予定しております。

また、修学旅行につきましては、昨年度は実施時期を4月から9月に延期し、2泊3日の関東方面から、1泊2日の信州方面に日程等を変更して実施をいたしました。今年度は、9月にコロナ禍前と同じく、2泊3日の日程で関西方面への修学旅行を予定しております。

そして、文化祭につきましては、昨年度は保護者等の参観を取り止めて実施をしましたが、今年度はコロナ禍前の状況での開催を予定しております。

新型コロナウイルス感染症は、今なお警戒が必要な状況にあります。今後も児童生徒の健康を最優先にし、感染状況を見ながら、感染症対策を講じ、緩和できるものは緩和し、児童生徒の健やかな学びを保障していきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦副議長 南正紀君。

南正紀議員 副議長。

ご答弁いただきましたとおり、児童生徒の健康が最優先ではありますが、保護者あるいは児童生徒の希望をかなえるべき、規制制限ありきではなくて出来る限りの緩和を知恵をしばりながら行っていただくようお願いを申し上げます。

以上で質問を終わります。

福田晃悦副議長 議長と交代します。

南正紀議長 引続き発言を許します。

2番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。私は第2回定例会にあたり、4点について質問をいたします。

まず初めに学校等給食の食材経費増加分は補填をについてであります。

今、賃金は上がらない、上げられない、年金は今年も下げられる、そして消費税の二重課税、これに加えて異常な円安、原油高、ウクライナ情勢などで食材価格の値上げラッシュも止まりません。そんな中、学校や保育施設等における給食などで今後、これまで通りの栄養バランスや量を保つ事が出来るのか、できない場合は値上げへとつながってゆくのか、という心配の声があります。本町の学校では現在小学校では一食当たり250円、中学校では298円で給食を作っています。一時的に地物の野菜などが出回ることで相殺されるかもしれませんが、今後をにらんで、もしも食材経費が増加したとしても、その分は保護者に負担をかけず、町の補てんでカバーし、安心が確保される事をお約束頂きたいのですが、いかがでしょうか。

この間、県内でもいくつかの自治体で食材費高騰を見越して給食費等の上昇分は自治体負担を決めている所があります。本町でもその方向でのご決断を求めるものであります。

2点目は、増穂浦遊歩道沿い防風柵の修繕をについてであります。

能登リゾートエリア増穂浦から世界一長いベンチにかけて、海浜沿いに遊歩道があり、キャンプ場等への観光客や地元の方々が格好な散歩道として利用しています。その遊歩道の中央付近に防風柵と思われる合掌形に組んで並べた木製の柵が約300メートルに渡り敷設されています。その木製の柵は高さ約3メートル、上部の交わり部分を針金で固定するものとなっていますが、その全部の針金が腐食して脱落し、中には柵の木柱が倒れてしまっていて非常に心配をしているのだという、いつもそこを歩いておられる地元の方のお声であります。確かにこのまま放置した場合、歩道に倒れ込み、歩行出来なくなる可能性もあり、安全上も危惧される所です。しかし、今なら間に合います。まだ柱はしっかりしていますので、腐って落ちる危ない針金ではなく、ビニール電線のような丈夫で

長持ちする安全なもので結束した、安全な防風柵への一刻も早い修繕を求めるものであります。

3点目は、生神トンネル中央部照明灯の増設で事故防止をについてであります。

国道 249 号線、生神地内生神トンネル中央部内側、いわゆる内壁には今なお接触事故と思われる痛々しい生キズが絶えません。

生神トンネルに関してはこの間、繰り返し抜本的な安全対策を求めてきました。それに対し、さまざまな対策をされてはいますが、決定的な危険解消に至っていないのが現状のようです。

やはり、生神トンネルの場合、中央部での取り付け変更工事をしているためなのか、不自然な曲線道路となっています。しかも一番注意が必要な中央部でいびつな曲線となっていますので、びっくりしての急ハンドルを誘発するのではないかと思います。

そこで更なる安全確保対策として、基準の明るさは確保されているとしても、現状は暗くて非常に道路形状の確認がしにくい状況となっています。

よってトンネル中央部の照明灯を増設して昼間でも明るくして、等間隔の照明等で夜間の空港の誘導灯のように道路形状をあらかじめ予知してもらいスムーズな安全走行ができるように、国・県に対して求めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に原発ゼロ、純国産 100 パーセントの自然再生エネルギーへの転換をについてであります。

5月 31 日、北海道札幌地裁は北海道電力泊原発に対し、津波に対する安全性を欠くことから、「その運転によって、周辺住民の生命、身体を侵害する恐れがあり、運転してはならない」と運転差し止めを命じました。

また、ロシアによるウクライナの原発への攻撃も世界を震撼させています。許されない、武力行使を禁じた国連憲章違反のロシアのウクライナへの蛮行の中、原油等価格の高騰は、いよいよもって、エネルギーの外国頼みの危うさにも気付かされる思いであります。

日本のエネルギーの自給率は 10 パーセント程度、先進国では最低水準です。では、どうやってエネルギーを確保するのか、幸い日本には純国産 100 パーセントの自然再生エネルギー資源が豊富です。もちろん乱開発ではなく、地域と共存

共栄型の総合的計画とルールに基づいた開発普及は、いうまでもありません。気候危機打開のCO₂二酸化炭素削減、最悪の環境破壊を引き起こす可能性があり、将来に渡って負の遺産を増やしつづける原発からの脱却は喫緊の課題です。本町にも原発がある訳ではありますが、大事故に至っていない今だからこそ、原発固執から脱却して自然再生エネルギーへの大転換を北陸電力に求め、北陸の地元企業、そして電力会社としての責任を引き続き果たして頂くよう求めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上4点について質問をいたします。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

中谷議員の学校等給食の食材経費増加分は補填をについてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化やウクライナ情勢などに伴い、原油や原材料、食料価格等が高騰しており、住民生活や社会経済活動はもとより、学校等給食への影響が懸念されております。

主食の精米価格は、下落傾向にありますが、牛乳や副食となる食材、調味料・食用油などが上昇する中、本町の学校給食では、適時、食材単価の動向も確認しながら、栄養士が時節に応じた食材の選定や調理方法を工夫し、栄養バランスや摂取量を確保した献立を作成しております。

このことにより、現在のところ、食材経費の増加分は、給食費負担金の範囲内で対応出来ております。

今後さらに物価の上昇、高値が継続する場合は、保護者の負担とならないよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町で対応をいたします。

なお、保育園、認定こども園の副食費については、令和元年10月から無償としており、今後もこの方針に変わりはありません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、担当課長から、それぞれ答弁させますので、宜しく願いいたします。

南正紀議長 吉村環境安全課長。

吉村満環境安全課長 はい、議長。

中谷議員の原発ゼロ、純国産100パーセントの自然再生エネルギーへの転換についてのご質問にお答えいたします。

我が国では、エネルギー資源の安定確保、私たちの生活や経済活動に影響を与える電気料金、地球温暖化への対応などを考慮しながら、バランスの取れたエネルギーミックスを目指してきました。

太陽光や風力発電に代表される再生可能エネルギーは、自然エネルギーを活用したクリーンなエネルギーと言えますが、一方で季節や天候などの自然条件の影響を受けたり、狭い国土での建設が進むと、騒音問題、環境破壊といったことが発生するなど、マイナス面もあります。

このため、特定のエネルギー源に依存することなく、バランスの取れたエネルギー構成による安定した電力供給が必要であると認識しており、町としては、今後とも、国のエネルギー政策を注視していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 大谷農林水産課長。

大谷清樹農林水産課長 はい、議長。

中谷議員の増穂浦遊歩道沿いの防風柵の修繕をのご質問にお答えいたします。

増穂浦遊歩道沿いの防風柵については、平成元年度に石川県が保安林改良事業で松を植栽した際、植栽地を潮風や砂から守るために設置されたものであります。

保安林改良事業については、松くい虫被害や風害により荒廃した保安林を優先的に実施しており、現在、本町においては大島区から甘田区にかけて実施しております。

ご質問にありました防風柵の修繕等については、志賀町森林整備計画の中で治山事業の対象となる区域に指定されていることから、県に対し、保安林改良事業として要望しております。

なお、現在、腐食等で危険な箇所につきましては、県に対し、早急な対応をお願いしてまいります。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 山内まち整備課長。

山内勉まち整備課長 はい、議長。

中谷議員の生神トンネル中央部照明灯の増設で事故防止をのご質問にお答えいたします。

トンネル内の照明施設については、設計速度や交通量、延長等を加味し、安全性を考慮した基準により、適正に設置されることとなっております。

基本的には、入口照明と基本照明の2種類があり、入口照明は、昼間、運転者がトンネルに入る際に生じる急激な明るさの変化と、トンネルに進入した直後に、目の順応の遅れを緩和するため、外に近い所を明るくしています。

また、基本照明は、トンネル中央に行くにしたがって、徐々に灯数を減らし、真ん中あたりでは、運転者の目が暗さに慣れることから、制限速度や換気状態などの条件に合わせて、照度を制限する基準となっております。

このことから、基準を超えた過剰な照明灯の点灯又は設備の増設は、かえって事故を誘発する要因になる可能性があります。

生神トンネル内の安全対策としては、町からの要望も踏まえ、ここ数年は、外側線など区画線の引き直し、カーブ区間における発光体の設置、視線誘導用の青い反射板、注意喚起用看板の設置などを実施していただいております。

町内の南北を結ぶ国道249号は、重要な幹線道路であり、今後も、トンネル内の状況を確認しながら、必要に応じて、県に対応策を求めて行きたいと考えております。

また、町民の皆様には、制限速度の順守など交通ルールを守り、事故防止の徹底に努めて頂きたいと思っております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。いくつか再質問をさせていただきます。

まず1点目の学校等給食の食材経費増加分は補填をについてであります。先ほどの町長のご答弁、心強いご答弁ありがとうございます。よろしく願いいたします。

2点目の増穂浦遊歩道沿い防風柵の修繕をについてであります。これもほんとにあの、こと安全に関わることなので応急処置が必要と思っておりますので、早急な対応を求めるものでございます。私が見た限りでは、肝心なのは交わった部分を質の悪い針金で縛ってあったのではないかなと、なんとなく思いました。輪島門前

あたりの道路沿いにあるようなのも見てみましても、ちゃんと長持ちするような針金を使っていました。質の良いものを使う必要があると思います。この辺のところもご指摘のほどよろしく願いいたします。

3点目の生神トンネル中央部照明灯の増設で事故防止をについてでありますけれども、やはり基準というのはあくまでも最低限の基準でありますので、現実起こっていることに対してはそれ以上の対策は当然必要だと思います。現に接触事故が起きております。やはり人の命に関わることですので是非とも早急な対応をお願いしたいと思います。

4点目の原発ゼロ純国産100パーセント自然再生エネルギーへの転換をについてであります。やはり原発は大事故の恐怖と隣り合わせであり、ひとたび大事故が起これば取り返しができません。そしてずっと管理を続けなければならない。使用済み核燃料の処理問題もあり、もはや自然再生エネルギーへの代替えがある以上、一刻も早く舵を切る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

このことをお伺いをしたいと思います。

南正紀議長 大谷農林水産課長。

大谷清樹農林水産課長 はい、議長。

中谷議員の増穂浦遊歩道沿いの防風柵の修繕をの再質問についてお答えいたします。

先ほども申しましたけども、腐食等で現在危険な箇所については議員のおっしゃったことも含めまして、県に対し早急な対応をお願いしてまいりますので、ご了解のほどよろしく願いいたします。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

南正紀議長 山内まち整備課長。

山内勉まち整備課長 はい、議長。

中谷議員の生神トンネル内の中央部照明灯の増設で事故防止をの再質問に対してなんですけども、先ほど答弁させていただきましたとおり、今後もトンネル内の状況を確認しながら必要に応じて県に対策策を求めていきたいと考えておりますので、よろしく願いします。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 吉村環境安全課長。

吉村満環境安全課長 はい、議長。

中谷議員の再生可能エネルギーについての再質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申しましたが、太陽光発電などは天候等に左右される、風力発電は風の強さなどに左右されるなど、天候など自然状況に左右される不安定な要素がありますので、需要にあわせて発電できない問題点もあり、このような安定的な供給・環境問題・発電コストなどといったそれぞれの側面で各発電方法、さまざまな長所と短所がありますので、そのため火力・水力など電力・原子力発電・再生可能エネルギーによる発電がバランスよく組み合わせ、それぞれの特徴を活かした、最大限に活用したエネルギーミックスが国の政策でありますので今後も注視していきたいと考えております。

以上です。

南正紀議長 中谷松助君。

中谷議員 はい。いくつか質問では前向きな答弁をいただきました。よろしくお願いいたします。

最後原発についてですけれども、引き続きですね、志賀原発廃炉を求めて自然再生エネルギーへの転換を求めていくことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

南正紀議長 ここで、場内換気のため、暫時休憩します。

(午前11時22分 休憩)

(午前11時30分 再開)

南正紀議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 堂下健一君。

堂下健一議員 はい、議長。

私の方から4点ばかり質問していきたいと思えます。

まず最初に女性管理職登用の目標についてお聞きします。

3月下旬となるともなりますと毎年県や各自治体の人事異動が新聞に掲載されます。今年は特に女性管理職登用の記事が目立ったような気がします。白山市、金沢市において女性管理職最多、県教育委員会教職員の異動では女性管理職最高

40.3 パーセントと報道されています。また、それぞれの役職の女性の数値目標を掲げていることも記事でわかりました。

志賀町ではこの議場を見渡しましても女性管理職は見当たらず、委員会審議におきまして女性の出席は若干名いる程度が現実です。

女性管理職登用についての町長の考えをお聞きます。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

堂下議員の女性管理職登用の目標についてのご質問にお答えいたします。

町では、令和3年4月に策定をした、職員の仕事・子育て・女性活躍推進に関する行動計画の中で、管理職に占める女性職員の割合の目標を10パーセントとしております。

本年4月1日現在では、参事以上の管理職は46名で、内、女性管理職は2名であり、その割合は4.3パーセントと、目標より低い水準となっておりますが、今年度は管理職に次ぐ課長補佐に女性を3名登用したところであり、今後の管理職候補として期待をしております。

管理職の登用については、性別にかかわらず能力の適正な評価によることが基本と考えておりますが、意欲と能力のある女性職員を管理職に登用することは、女性の視点や発想を生かした行政サービスにつながるものと認識をしております。

また、女性管理職の登用を進めるためには、女性職員にモチベーションを持ち続けてもらうことが大切であり、働きながら子育てができる職場環境づくりや職場内での協力体制を強化する必要があると考えております。

その上で、女性職員には、仕事と生活の調和を図りつつ、管理職としての必要な知識や能力を身につけてもらうため、キャリアアップ研修等の機会を提供していきます。

今後も、人事評価や自己申告書等を参考にしながら、意欲と能力のある女性職員の登用を積極的に進めていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

今の答弁ではちょっと今日日少ないけども、今後増やしていくような方向だっ

たと思います。

実はわたし20数年前ですけども、いわゆる法務省のキャリア、女性でですね、キャリアと言われた人と一緒に訪中したことがあります。これは富来町が渤海の視察団を送ったときの、たまたま東京と日中の関係で参加してくれたんですけども、その人は、本人は言いませんでしたけども、その友人も来てましたんで、この友人の方々の話なんですけども、やはり法務省の中においてキャリア第1号ってことでそうとうやっぱり本人は苦労し努力をされたって話は聞きました。そういった面におきましては、国や県含めまして女性の登用が最近はごく当たり前になってきましたんで、昔ほどプレッシャーを感じたりとかは、たいへんだなという意識はたぶん少なくはなってきたおとは思いますが、と言いましてもなかなかやっぱり少ないのは現実でありますので、これはこれでやっぱり努力してほしいと思います。

続きまして2番目の質問に移りたいと思います。

町長の提案理由説明にもありましたが、トキの放鳥受け入れ事業について2点見解をお聞きします。

5月16日に県知事や県選出の国会議員や能登の首長が環境省にトキ放鳥受け入れの候補地として申請したという報道がありました。

能登各地の民間団体も受け入れについて、これまでにさまざまな活動を開始しており機運を盛り上げてきています。本州で最後のトキが生息していた能登半島ですから、気持ちはよくわかります。以前にトキが飛来した時も、私も偶然町内と翌日輪島市内の田んぼで餌をついばんでいる様子を見ることができました。この4月には同じく特別天然記念物のコウノトリが稗造地区の田んぼに飛来している姿を数回見ることができました。トキを石川県で放鳥することになれば志賀町にも飛んでくる条件は十分あると思います。

だが、課題もあります。ここでは2点取り上げ質問をしていきます。

まず1点目として佐渡市にあるトキの森公園のウェブサイトによれば、トキはかつてほぼ日本全国で普通に見られる鳥で、明治頃、多数が狩猟され肉や羽は重宝された。また、農薬の使用、生息地の改変、消失、開発などの環境破壊が起こり1960年ころには20羽前後まで減少していたそうです。このウェブサイトはとも参考になります。

また佐渡市内ではこの6月に新潟県では初の給食で農薬や化学肥料を使わずに栽培した米を学校給食に提供すると地元紙が伝えています。トキが住みやすい環境に配慮して栽培しているとのこと。佐渡市は広い餌場を守ることと同時に人の健康を守る農業を心がけて実践していると私は受け止めました。

志賀町内でも環境に配慮した農業に取り組んでいる方がかなりいると思いますが、これを町内一円に広げることが求められると思います。トキの放鳥受け入れに当たっては、特に農家に対してはきめ細かい対応が求められますが、その対応をお聞きします。

さらに、これまでの松くい虫防除の在り方も再考を迫られることと思いますが、どのように考えているのでしょうか。

2つ目に、能登に乱立する風力発電計画との関係です。志賀町と隣接する市町の尾根伝いの境界付近での建設計画ばかりです。県議会や他の自治体議会でもトキの放鳥と風力発電の整合性が問われています。風力発電相互間の隙間をぬったり、避けたりして飛来することが果たしてできるのでしょうか。また、もし1羽でも風車にぶつかって死ぬようなことがあれば、それこそ大問題となるでしょう。佐渡市のトキ保護センターのホームページでは1羽1羽個体管理されており、死亡原因がそれぞれ詳細に記録されています。

トキが風力発電を避けて飛ぶようでしたら別ですが、県は関係自治体や関係諸団体と協議会を設立し各方面から調査をするようですので、ここで意見をまとめて風力発電の事業所にトキの放鳥事業と風力発電は果たして両立するものなのかと問いただすことも必要になってくると思います。また、早急に結論を出す中で、あるいは、トキの生存に適した、適合した環境調査が終わるまで風力発電のさまざまな調査活動は中断させるなどの処置が必要です。生息が両立しなくなれば事業所に関係する自治体から撤退を迫る場面も出てくるでしょう。現在トキの飛来があるわけですが、飛来の問題があるわけですが、コウノトリも子育てをしているのが志賀町の現状ですので、志賀町で予定される131基にも及ぶ、最新の統計では131基の風力発電の建設は自然破壊につながり、トキが生息できる餌場や水場の確保、あるいはトキのねぐらの確保にも大きな妨げになるとと思いますが、町長の考えをお聞きします。

南正紀議長 大谷農林水産課長。

大谷清樹農林水産課長 はい。

堂下議員のトキの放鳥受け入れ事業についてのご質問のうち、農家への対応や松くい虫防除の在り方についてお答えいたします。

トキの放鳥受け入れにあたっての農家への対応等については、本町では、世界農業遺産認定を契機とした取り組みとして、農薬や化学肥料を3割削減した能登米や志賀米に取り組んでおり、令和2年度の作付面積は、全水稻作付面積の約3分の1に当たる554ヘクタールのエコ栽培を実施しております。

さらに、環境に配慮した取り組みとして、農薬に頼らない畦畔除草、稲わらの圃場還元、緩効性肥料を推奨し、環境にやさしい農業の普及・啓発に努めております。

能登地域トキ放鳥受入推進協議会では、国の放鳥候補地決定後、学識経験者や佐渡の農業者を招いてのシンポジウムの開催、県内農業者等による佐渡等への視察、専門委員会による生息環境調査の内容の検討、トキとの共生ルールの啓発など、放鳥に向けた取り組みを開始する計画としております。

そのため、農家への対応や松くい虫防除のあり方については、能登地域トキ放鳥受入推進協議会の取り組み状況を踏まえつつ、県や関係市町と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 吉村環境安全課長。

吉村満環境安全課長 はい、議長。

堂下議員のトキの放鳥受け入れ事業についてのご質問のうち、風力発電についてお答えいたします。

能登における風力発電建設計画については、能登地域トキ放鳥受入推進協議会においても、トキの放鳥に関し、餌とねぐらなどの課題や、能登地域に多く計画されている風力発電とトキの共生が懸念されているところであり、今後、検討されるものと考えております。

本町では、現時点で稼働している風力発電は、6事業22基あり、現在、公表されている本町及び本町の隣接地域で計画中の事業は、富来地域に9事業94基、志賀地域に4事業37基の合計13事業131基となっております。

大規模な風力発電などについては、環境影響評価法の対象となっており、県の

ほか、住民や市町が、事業者や国に対して意見を述べる機会が設けられております。

計画中の風力発電事業については、環境影響評価の手続きの中で、世界農業遺産の構成資産となっている生物多様性への十分な配慮や、特別天然記念物であるトキやコウノトリ等への影響の回避、または、一層の低減を図るなど、県や事業者に対し、必要な意見をしっかりと述べていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい、議長。

最初の農家との関係でありますけども、ここにあの今の答弁では農薬や化学肥料を3割減らしている話もありました。佐渡市からまたお呼びしたらいいのか視察に行ったりということでもありますので、具体的に佐渡市ではどういうことをやっているかというのは議論になり討論になると思います。おそらく3割程度の削減では不十分って話になるかと思えます。あの先ほども言いましたけども佐渡市では化学肥料を使わないとか農薬をほんとに低農薬でやっている米で給食をしている、始めたっていう地元紙の発表もありますように、おそらく3割程度の話ではこれはちょっと問題外ですねと言われかねませんので、今後きちっと農家の皆さんと細かい対応の討論・対話が必要かと思えます。

風力発電等の関係でありますけども県知事の、経産省ですか、意見書いくつか読みましたけれども、かなり突っ込んだ形で意見書は書いてあります。これは実際書いてあります。それにこう輪をかけたような話が今のトキの放鳥問題じゃないかと思えますので、事業者にしてみればもうまったく違う次元の話としてトキの放鳥を認識してもらわなきゃならないと思います。今までの通り一片のなかでの検証なり、という形でなくなるかと思えますので、これについてはほんとに県知事また能登の各団体、もちろん市長町長さんもそうですが、風力発電を選ぶのかトキを選ぶのかというくらいの選択を迫られる可能性が大いにあると思います。ですからその辺もきちっと環境影響調査、評価方法を巡っても、たぶんトキを対象にはしていないと思いますので、その辺もきちっと考えて、そのトキをほんとに志賀町なり能登の全体に呼びたいのか、能登半島全体の中での風力発電のうち7、8割方が志賀町の関係でありますので、やっぱりここは町長なりだれか

が協議会にいく人が町長の命を受けてリードしていく、他協議会をリードしていくぐらいの気持ちがないとなかなか厳しい局面に立たされるかと思っておりますので、なにかありましたら答弁をお願いしたいと思っております。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 はい、議長。

堂下議員の再質問にお答えをいたします。

トキの放鳥についてでありますけれども、現在ですね、佐渡市に放鳥されているトキの個体に装着をした発信機でデータなどによってですね、飛来経路や飛来高度ですか、などの調査が行われております。この調査によってやはりトキがですね、飛ぶのに風車等がですね、問題があるようでしたら今後協議会によってしっかりと議論されていくべきだと思いますし、私もしっかりと意見を言わせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で堂下議員の再質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。トキにつきましてもそういうことでお願いしたいと思っております。

それでは3番目の問題に入っていきます。先ほどの議員ともちよつとだぶる面もありますけれどもよろしくお願いいたしますと思っております。

食材の値上げが続出していますが、学校給食の対応についてお聞きします。

1万点にも及ぶ食品の値上げが今月から始まると報道されています。全国や県内の自治体でもこの動きに連動して、給食費の据え置きあるいは値上げをして対応すると対応が分かれています。平均の値上げが12パーセントといたしますから、町民の大きな負担増になることは間違いありません。

文科省は都道府県などに新型コロナ対策の臨時交付金が活用可能と事務連絡を出しているようですが、志賀町としてはどのような対応をされているのでしょうか。

また、学校給食での地産地消の観点から地元産材の使用はどのぐらいの比率になっているのか併せてお聞きします。

南正紀議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

堂下議員の食材の値上げに対する学校給食の対応についてのご質問にお答えを

いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化などに伴う物価の高騰は、住民生活や経済活動の大きな負担となっており、学校給食への影響も懸念されております。

先ほど、町長が中谷議員のご質問にもお答えしたように、本町でも食材等の価格が上昇しており、栄養士が、適時、価格動向を確認し、食材の選定や調理方法を工夫しながら、栄養バランスや摂取量を確保した献立を作成しております。

先般、国の事務連絡で示されたように、高騰する食材費の増額分については、保護者の負担増にならないように新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町で対応します。

また、国の事務連絡でも地場産物や国産物等の積極的な使用について示されておりますが、本町における地元産材の使用につきましては、直近の学校給食食材産地別使用量調査で志賀町産が24.3パーセント、石川県産が55.4パーセント、国内産が17.8パーセント、海外産が2.5パーセントとなっており、地元産材の使用は、県内でも上位となっております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

石川県産あるいはまた地元産含めまして8割近い数字がやっぱり地産地消ということで利用されているということは大いに結構なことだと思います。またもう少し志賀町産のものを増やすような形でたぶん今後も努力されると思いますけれども、それと農家の育成と併せての話になるかと思います。海外産が少しあるということはそれはいちおう海外から物が入ってこなくても対応できるという数字かなと思います。と言いますのは、いわゆる日本は今では買い負けをするような、世界の国から見ると海外産のものを買い負けするような時代に入ってきているという話をよく聞きます。わたしも知っている大学の農業経済の先生もそんな話をしていました。今までは日本は金で物を買えたけど、これからは金では買えないと。もっと豊かな国があるものですから、そっちの国に結局競合した場合は負けてしまうことで食料が日本に入っていないだろうという話がよくあります。そういった意味では海外産の比率が2.5パーセントというのはほとんど影響がないかと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後の質問に移ります。

学校の先生の定員不足が報道されていますが、志賀町あるいは石川県は充足しているのかをお聞きします。

5月になると先生の定員不足が毎年のように報道されています。学校や霞が関のブラックが報道されて久しいわけですが、教員のなり手不足もそこに原因の一端があるかと思えます。先ごろの報道でも、公立中学校の7割超が過労死ラインを超えているという調査結果もでていました。

「長時間労働の影響は子どもにも下りてくる。社会全体の問題」と指摘されています。全国の状況は報道等でも分かりますが、志賀町あるいは石川県内の定員の過不足状況についてお聞きします。また、過労死ラインを超える勤務時間は先生と子ども達にどのような影響を与えているのかについての見解がありましたら、お答えください。

さらに、教員志望者が減少している現在の状況をどのように分析しているのでしょうか。教育長の見解をお聞きします。

南正紀議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

堂下議員の学校の先生は充足しているのかについてのご質問にお答えをいたします。

まず、令和4年度町内小中学校の教職員の配置状況ですが、教職員定数は充足しております。

次に、過労死ラインを超えた時の影響については、教職員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損ない、子ども達と真摯に向き合うことができなくなる恐れがあり、さらには、教職員を志望する優秀な人材の確保が困難となり、ひいては、全国的にも高い教育水準を維持することが困難になると考えられます。

また、町内小中学校教職員の5月の時間外勤務時間の状況でございますが、月80時間以上の教職員は数名であり、以前からみますと減少をしております。引き続き、石川県の方針である「時間外勤務時間、月80時間を超える教職員ゼロ」を目指し、町教育委員会としても働き方改革の取組を進めて参ります。

教員志望が減少している現在の状況については、大変憂慮しております。今後も、県と連携をしまして、町内公立学校で教育実習を受け入れた際には、実習を

通しまして、教育に対する熱い思い、やりがいを伝え、職員の充実した仕事の様子を見せるなどし、本町出身の教員志望者への意識を高められるように働きかけていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

町内ではまだ80時間を超えている先生がおられると言っていたんですけども、おそらく4月5月っていうのは異動時期と新学期ということで仕事が重なったかと思えますけども、もう少し何か月間を見ていかないとなかなか評価しにくいところがありますけども、引き続き勤務時間の、労働時間外の短縮を努力してほしいと思います。

それとやはり教員採用志望が減っているというのはほんとに憂慮すべき事態にきているかと思えます。石川県はまだ先生の数が充足しているとしても全国的に減っているということはやはり他の各都道府県は必死になって多分採用を当然なさると思えます。そうなったときに石川県は大丈夫だなんて形、のほほんとしていて優秀な人材を引き抜かれてしまうということにもなりかねませんので、これはきちっと、町の教育レベルの話じゃありませんけども、それがだんだんと波が及んできて、最終的には志賀町も足りなかったという話になりかねませんから、その辺は教育長十分わかっていると思えますので、引き続き憂慮して、それが現実にならないように努力してほしいと思います。以上です。

質問を終わります。

南正紀議長 4番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

通告に従いまして2点質問いたします。

はじめに中学校部活動の地域移行についてお尋ねいたします。少子化が進む中、中学校の運動部活動数・運動部員数はともに全国的に減少傾向にあります。2019年3月にスポーツ庁が野村総合研究所に委託した調査では、日本中学校体育連盟いわゆる中体連に加盟する13歳から15歳の運動部員数は2009年度の約233万人から2018年度の約200万人と9年間で約133万人減少しています。調査結果のデータから得られた減少率と国の人口動態推計から勘案すると約30年後には野球

やサッカー、バレーボールなどのチームスポーツの部員数は半減すると予想されていますが、能登地方ではすでにその国の予想以上に減少が進んでいるのではないのでしょうか。そのような中、運動部活動の存続は年々厳しくなっており、廃部となった部活動も少なくないと聞きます。やりたいスポーツができなかったり好きな競技を続けられないなど部活動が衰退することによって子ども達がスポーツを通じて得られる協調性や努力の経験などの機会が減るなどの問題が生じてきております。スポーツ庁の有識者会議運動部活動の地域移行に関する検討会議は今月6日、公立中学校の運動部活動の主体を学校から民間クラブなどの地域社会に移すための対応策をまとめた提言を室伏広治スポーツ庁長官に提出しました。スポーツ庁はこの提言に従い、公立中学校で休日に行われてきた部活動を原則として、来年度2023年度からの3年間で地域に移行するため自治体などに働きかけることとなります。

提言では地域の状況はさまざまに効果的な唯一の解決策は存在しないとして学校に代わる受け皿の選択を各地域に委ねておりますが、市町村からはどう進めたらよいかわからないといった声があがっているとききます。

また各地域は受け皿の整備や指導者の確保に取り組む必要があるのですが、過疎が進む地方では地域移行の受け皿となるスポーツ団体等がもともと存在しないか、あっても人員不足で受け皿として機能しない場合もあります。また指導者となられる方も少ないでしょう。活動する場所や施設の問題、あるいは指導料などの財源確保など地域移行への課題・ハードルは多いものと思われまます。

これまで学校内の部活動は顧問を勤める教員が未経験の競技の指導をしなければならなかったり、一日の勤務時間のうちの少なくない時間を部活動やその準備に割かれたり、大会や遠征のある日は引率として随行するなど先生方にとって大きな負担となってきました。

その一方で学校の部活動は金銭的な負担が少なく放課後に大きな移動を伴わず校内で誰もがスポーツ・文化的活動に親しめるなど日本が世界に誇るシステムとも呼ばれてきました。生涯にわたっての運動習慣の確立や文化的素養の下地となるなど心身の教育として果たしてきた役割も大きいものがあります。

教員の働き方改革と少子化による部活動衰退の解決策を両立させるための部活動の地域移行はこれまでも大きな議論を呼んできました。町内の中学校部活

動の現状と課題、これまでに取り組んできた事業や地域移行に向けた今後の取り組み、さらには教育長ご自身の地域移行に対しての考えをお聞かせください。

南正紀議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

稲岡議員の中学校部活動の地域移行についてのご質問にお答えをします。

議員ご質問の、先般、国の有識者会議がスポーツ庁に提言した内容は、「公立中学校の休日の部活動の実施主体を原則として、来年度からの3年間で地域の民間クラブなどへ移行するよう自治体などに働きかけること」となっております。

このような中で、まず、町内の中学校部活動の現状と課題についてであります。

本年度の部活動数は、志賀中学校では、運動部12、文化部3、富来中学校では、運動部6、文化部1となっております。

また、部活動の適正化を進め、教員の負担軽減を図ることを目的とした石川県の事業である部活動指導員配置事業において、部活動指導員は、志賀中学校で6名、富来中学校で1名、配置をしております。

課題といたしましては、まず、生徒が入部したい競技の部活動がないこと、また、競技経験や指導経験が少なく、専門性を有していない教員が顧問となっている部活動が見られること、さらに、部活動業務が、教員の多忙化の要因となっていることが挙げられます。

そして、教員以外の部活動指導員については、引き受けてくれる方がいないことなどが挙げられます。

このような状況を踏まえまして、地域移行に向けた今後の取組についてありますが、昨年度設置いたしました町部活動検討委員会において、適切な運営のための体制整備や効率的・効果的な活動の推進のための取組、休養日等の設定などを検討し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立を実現できるように進めていきます。

また、県の中学校運動部顧問サポート事業を活用し、例えば、県内のプロバスケットボールチーム金沢武士団やミズノスポーツサービス等の民間事業者による短期間の部活動指導やトレーニングなどの指導も考えております。

今後とも、県の地域運動部活動推進事業全体協議会を通じて、県や他自治体との連携を図りまして、拠点地域の事業内容等を参考にするとともに、町の部活動検討委員会を中心に、町の体育協会、生涯学習関係団体等と連携しまして、本町としての、地域移行の方向性を検討してまいります。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい。今ほどのご答弁の中で指導員の数、志賀中学校と富来中学校6名と1名ずつというふうに聞きました。その中で指導員がなかなか見つからない、集まらないというふうにお聞きしたのですが、これは全国的に、地方のほうでは共通の課題なのかなと思います。その指導員に手当てする指導料の基準が近隣自治体と比べて、金額はおそらく言えないでしょうが、近隣と比べてどのような本町の金額になっているのかお聞きしたいと思います。

またこの地域移行に関しておそらく今お話が出た指導員への指導料というのが保護者負担になるのかならないのかそういったことも問題になってこようかなと思いますので、その点も見解ありましたらお答えしていただきたいと思います。

あと先ほどの、先の質問の中で80時間を超える教員が数名しかいない、減ってきているというふう働き方改革が進んでいるというような答弁だったと思いますが、この部活動に関するスポーツ庁の2018年度のガイドラインでは週2日の休養日かつ土日どちらかを休養日というふうに推奨されているわけですが、そういった取組を本町ではしているかどうか、もしわかればお答えいただきたいと思います。

2018年のスポーツ庁が出したガイドラインの中で休日の部活動の、休養日をなるべくとるように推奨しているんです。そういった点をとったために多忙化が多少改善しているのかどうかということをお聞きしたいなと思います。

南正紀議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

稲岡議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目の県の事業の部活動指導配置事業でございますけれども、町内では7名の指導員を配置しております。これは県と町の予算化の事業でございます。町からは昨年度7名分で235万円の予算を計上しております。また1時間あたりの、

この事業は県の事業でございますので、報酬は同一のものでございます。

2点目の保護者負担、このような体制ができた場合の保護者負担のご質問でございますけれども、このようなことを含めましては検討委員会のほうでまた引き続き検討してまいります。

3点目の休日の取り方でございますけれども、県の部活動の指針におきましては平日に1日、土日のうちの1日必ず休日をとるようになっております。そのようなことから教職員の働き方改革の一因となっているというふうに考えております。

以上、稲岡議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

今ほどの指導料に関して県の事業という事で県下同一というふうにお聞きしましたが、自治体ごとの裁量で、ある程度増やすことがもしできるのであれば増やすべきかなと思います。というのはやはり指導員なられる方はその報酬の低さからちょっと受けにくい、それを専門でやることがなかなかできないために退職された方や時間がある方というふうに限られてしまうのかなと思いますので、そういった点、もしできるのであればお答えいただきたいと思います。

南正紀議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

稲岡議員の再々質問に関しまして答弁させていただきます。

今この組織の今後の検討課題のひとつでございまして、県のそのような事業と連携しましてその予算化、その負担の金額の関わりましても、また町の方の検討委員会の検討課題といたしまして今後また3年間で検討してもらいたいと考えております。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい。

次に行方不明者への対応についておききします。

社会の高齢化率が高まるにつれ認知症の高齢者等が行方不明となるケースが相次いでいます。また経済格差が広まっていく中で生活に困窮した方々や多様な価値観を認め合う風潮が広まってきた一方で、未だ一般の社会になじめず生きづら

さを抱えながら生活する方々、コロナ化で孤立を深めてしまっている方々など悩みを抱えた人が行方不明になるケースもあろうかと思います。

そこで近年本町で行方不明になられる方の数はどのような傾向にあるのかお尋ねいたします。増加傾向にあるのか、それとも地域の見守り等によって減少傾向にあるのか等お聞かせください。また本町の見守りSOSネットワークの登録者数の推移と現在の協力機関がどういったところがあるのかお聞かせください。

行方不明が発生した場合、住民への情報提供の呼び掛けは現在どのように行っているのかをあわせてお聞きします。先日の新聞報道にありましたが、能美市ではデジタル技術によって一人暮らしの高齢者の見守りと在宅ケアを支援する取り組みを金沢大学・経済産業省と連携して試行するそうですが本町でも何らかの取り組みを検討してはいかがでしょうか。

行方不明を防ぐための方策、行方不明が発生してしまった場合でも直ちにみつけるための取り組みとして町の今後の展望をお聞かせください。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 はい、議長。

稲岡議員の行方不明者の対応についてのご質問にお答えをいたします。はじめに、町内における行方不明者の発生状況については、ここ数年は2、3名で推移をし、特に認知症を患った高齢者の方が多い傾向にあります。

行方不明者が出た場合の住民への情報提供の呼びかけについては、まず、家族から最寄りの警察へ捜索願の届出と、併せて町や消防団に対して捜索依頼が必要となります。

その際、身体的特徴のほか、氏名、年齢、住所等、個人情報の公表の可否を確認させていただきます。

それに基づき、住民からの情報提供を求めするため、防災行政無線、メール、ライン、ケーブルテレビ及び町のホームページで呼び掛けるほか、捜索が広範囲に及ぶ場合には、関係する市町に防災行政無線やメール等を依頼し、住民からの情報提供をお願いしているところであります。

町では、行方不明者の対策として、先ほどお話がありました見守りSOSネットワークの登録を推奨しております。

この制度は、認知症等により、行方不明になる可能性のある方の名前や特

徴・写真などの情報をあらかじめ登録し、高齢者等が行方不明になったときに、登録情報やネットワークを活用し、早期発見に繋げるものであります。

現在8名の方が登録をしており、登録者が行方不明となった場合には、協力機関である警察、消防、介護サービス事業所および医療機関等にですね、情報を提供し、捜索活動に役立てるものであります。

このほか、町では、徘徊高齢者等位置情報検索サービス助成金交付事業として、GPS装置導入の初期費用について、1万円を上限とした助成制度があります。

これに加えて、今年度から、デジタル化を取り入れた取り組みとして、近隣市町でも運用されている、登録者にQRコードが印字された見守りシールを配付し、衣服や杖などの普段身に着けているものに貼っていただくことで、行方不明になった際、発見者がスマートフォンでQRコードを読み取り、発見を知らせるメールなど、やり取りができる制度の導入を予定しているところであります。

町では、このような取り組みのほか、何より、行方不明者を出さないため、地域での声掛けや見守り活動の推進とともに、発生した場合には、警察、消防等関係機関や地域と連携をして、早期の発見に努めているところであります。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい。

数点質問します。

今ほどの情報提供の呼び掛けに関してなんですが、個人情報の配慮は当然かなとは思いますが、以前行方不明になられた方の防災無線で流した情報についてラインでも流されたんでしょうが、行方不明になった場所等を流せばもっと早く見つかったんじゃないかという、その行方不明になった方の現住所、本籍地なのか、住所の情報ばかり流れてどこで行方不明になった等の詳細がなかったために遅くなったんじゃないかという問い合わせが昔ありました。そういった情報提供を呼び掛ける際の流す情報の情報基準等は作ってあるのかなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

ほかに見守りSOSネットワークの件ですが、登録者数8名ということなんで

すが、年間2、3名の行方不明者が出る中で8名の登録者数というのは一体どうなのか、もうちょっと呼び掛けが必要なんじゃないかなと思うんですが、その点もどのようにお考えなのか、併せて協力機関が医療機関や警察なのか消防になるのか、もっともっと民間企業への呼びかけも必要になってくるんじゃないかな、あるいは地域の見守り隊等の結成、例えば自主防災組織を今結成を促していますがそういったところで地域の見守り等もできるんじゃないかなと思うんですが、見守りSOSネットワークをもうちょっと増員する手立てのことと、情報提供呼びかける2点についてお聞きします。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 稲岡議員の再質問にお答えします。

まずSOSネットワークの登録者数が少ないということでありましてけれども、これについては自宅に居住している認知症を患っている方でかつ徘徊が常態化しているか、徘徊をよくする方が登録をされていることで少ないということもありますけれども、その多くがですね、そういう状態になった場合は施設等に入るため自宅にいる方だけが登録をしているということで少ない状態であります。

またネットワークを、協力機関を増やすべきだといふことでもありますけれども、タイムサービス事業の民間にも協力は依頼してあります。今ほどお話がありました地域協力、自治防災組織ですか、そういうところにも今後は声掛けをしていきたいと考えております。

以上で稲岡議員の再質問に対する答弁といたします。

稲岡健太郎議員 もう一点情報提供は。

南正紀議長 吉村課長。

吉村満環境安全課長 稲岡議員の防災無線の流し方の基準についてということでお答えさせていただきます。

防災無線の情報提供の基準というものはございませんが、やはり家族、まず同意がありましてそのうえで詳細な情報をいただいたうえでの防災無線のほうを流させていただく、まず家族の同意が一番大事なのかなということでもあります。そのうえで改めて防災無線を活用して一刻も早く捜索・身柄の保護をしたいと考えております。ご理解願います。

以上、稲岡議員の再質問の答弁といたします。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい。

今ほどの課長答弁で、防災無線あるいはライン等に流す情報の基準というものが無いというふうにお聞きしましたが、基準作るべきなんじゃないでしょうか。家族からの声を尊重するのは当然なんです、行方不明になった場所等ってというのはたいへん情報提供の重要な情報ですので、それをまず、そこが個人情報にならないと思いますので、そこをちゃんと聞き取りをすとか服装とかの特徴を聞き取るのは当然なんです、そういった項目と同様に聞き取りすべきかなと思いますので、今後そういった基準を設けていただきたいと思います。

あともう一点、QRコードを登録者の方につけていただく、それを見つけた方が読み取るということなんです、がそこにもやはりスマートフォンが必要になってくると思います。また能美市の例で恐縮なんです、デジタル活用した見守りの一例として能美市ではスマートフォン講座を社会福祉協議会が行っているという、高齢者にむけたスマートフォン講座を行っているそうなんです、その中で老人クラブの会長や福祉推進委員などの見守りの会がライングループで情報共有し合っで見守っているというふう聞いております。高額な費用をかけなくてもそういった見守りの手立て、デジタルを使っているんなことができるかと思いますので町としてもいろいろ検討していただきたいと思います。

今の基準作成に関して答弁頂きたいと思えます。

南正紀議長 吉村環境安全課長。

吉村満環境安全課長 はい。

稲岡議員の再々質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

先ほど申しましたが、情報提供の基準というものはございませんが、もしその場で仮に行方不明になったという情報のひとつで固定してなかなか検索範囲が狭まることも想定できますので、できるだけご家族の方の詳細な情報をいただいて広く広報等行っていきたいと考えておりますのでご理解願います。

以上、稲岡議員の再々質問の答弁とさせていただきます。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

南正紀議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 承認第2号ないし第12号、議案第30号及び第31号並びに請願第1号
(委員会付託)

南正紀議長 次に、町長提出 承認第2号ないし第12号、議案第30号及び第31号並びに請願第1号をお手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

(休 会)

南正紀議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明15日から20日までの6日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、明15日から20日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、6月21日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午後0時30分 散会)